

卒業研究に関する申合せ

〔平成10年3月5日
教務委員会決定〕

改正 平成15年2月6日
平成25年2月28日
平成31年4月19日
令和2年3月31日
令和3年7月1日

- 1 卒業研究を提出できる者は、4年次までに90単位（ゼミナールⅡ4単位を含む）を修得した上で、別に定める期限までに概要（プロポーザル）（別紙様式1）を提出し、かつ、大学が行う卒業研究中間発表会において発表を行なったものとする。
- 2 卒業研究を提出しようとする者は、指導教員の下承を経て、次の各号に掲げるものを別に定める提出期限内に教務課に提出するものとする。
 - (1) 卒業研究報告要旨 3部（正本1部、副本2部）（別紙様式2）
 - (2) 卒業研究 1編（別紙様式3）
 - (3) 卒業研究題目公表に係る確認書 1編（別紙様式4）
- 3 卒業研究の単位は、卒業研究の成果を評価して認定するものとする。
- 4 卒業研究は、主査1名と副査1名の2名によって評価するものとする。
- 5 指導教員は主査を担当し、副査は当該卒業研究の内容に関連する本学の教授、准教授又は講師とする。
- 6 主査は、評価の結果を当該学期の成績提出期限内に教務課に提出するものとする。
- 7 卒業研究を不合格又は未提出のため卒業できなかった者は、次年度の前期以降に評価を受けられるものとし、合格した場合には当該学期末に卒業するものとする。
- 8 各学期の評価及び卒業の時期は、次のとおりとする。

後期の評価は1月から2月に行い、卒業は3月末とし、前期の評価は7月に行い、卒業は9月末とする。
- 9 鹿屋体育大学学則第34条に規定する卒業（早期卒業）に関しては、別に定める。
- 10 卒業研究に係る公表事項は、「卒業研究題目」、「学生氏名」及び「ゼミナール指導教員氏名」とする。ただし、「学生氏名」については別紙様式4において許諾があった者に限る。

なお、公表は卒業日の属する月の翌月に行う。

卒業研究の概要（プロポーザル）

学籍番号・氏名 _____ (署名)

I. 研究題目

II. 研究の動機

III. 目的

IV. 方法

指導教員 _____ (署名)

卒業研究題目公表に係る確認書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

課 程

(フリガナ)

氏 名

(署名)

学籍番号

私が提出した卒業研究について、鹿屋体育大学ウェブサイトにて「氏名」を公表することについて、

- 承諾します。
- 承諾しません。

※ 本学では、卒業研究の「卒業研究題目」及び「ゼミナール指導教員名」を公表します。

※ 令和 年 月 日 ()までに必ず提出してください。